

修正案の提出について

議案第 6 5 号 新居浜市総合文化施設の建設の賛否を問う住民投票条例の制定についてに対する修正案を次のとおり提出する。

平成 2 4 年 7 月 2 7 日

新居浜市議会議長 藤 田 幸 正 様

提出者	新居浜市議会議員	加 藤 喜三男
	新居浜市議会議員	水 田 史 朗
	新居浜市議会議員	永 易 英 寿
	新居浜市議会議員	伊 藤 謙 司
	新居浜市議会議員	藤 田 豊 治
	新居浜市議会議員	高 橋 一 郎
	新居浜市議会議員	白 旗 愛 一
	新居浜市議会議員	近 藤 司
	新居浜市議会議員	山 本 健十郎

議案第 6 5 号 新居浜市総合文化施設の建設の賛否を問う住民投票条例の制定についてに対する修正案

議案第 6 5 号 新居浜市総合文化施設の建設の賛否を問う住民投票条例の制定についての一部を次のように修正する。

第 7 条第 2 項中「建設事業に反対するときは投票用紙の反対欄」を「建設事業の事業費を圧縮して建設することに賛成するときは投票用紙の費用を圧縮して建設欄に、現在の総合文化施設の建設事業の廃止に賛成するときは投票用紙の建設廃止欄」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 3 項とし、

同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「前4項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とする。

第10条第4号中「賛成欄及び反対欄に重複して」を「複数の欄に」に改める。

第16条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

(投票結果の尊重)

第16条 市長及び議会は、成立した住民投票の結果を尊重するものとする。

第15条を削る。

第14条中「住民投票の結果」を「第13条の規定により住民投票が成立しないとき又は住民投票が成立し、投票結果」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(成立要件)

第13条 住民投票は、投票した者の総数が投票権を有する者の総数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。